

# 大分県災害時公衆衛生対策チーム設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大分県地域防災計画に基づき、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動支援のため編成、派遣する災害時公衆衛生対策チームに関し必要な事項を定めるものとする。

## (名称)

第2条 自然災害発生時に、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動支援のため編成、派遣するチームを「災害時公衆衛生対策チーム」(以下「チーム」という。)という。

## (編成)

第3条 チームの編成は以下のとおりとする。

(1) チームは、あらかじめ福祉保健部長が指定した、医師、保健師、獣医師、薬剤師、化学職員、管理栄養士、事務職員の中から編成し、医師1名、保健師2名、衛生課職員2名、管理栄養士1名、事務職員2名をもって1チームとする。なお、災害の規模によっては、チームを構成する人員等を変更することができる。

(2) チームは、被災地域外から人員を選定し、編成する。

(3) チームにチームリーダーを置き、チームリーダーは、原則として編成したチームの医師とする。

## (業務)

第4条 チームは、福祉保健部長の命令により直ちに被災地保健所に出動し、次の各号に規定する業務を行うものとする。

### (1) 被災地保健所での活動

ア 市町村毎の保健衛生情報の分析

イ 県対策本部及び地区災害対策本部への報告、市町村災害対策本部への情報還元

ウ 保健衛生情報等の分析に基づく支援チームの広域調整

エ 廃棄物、汚水、水道等の環境衛生対策

オ その他、保健所長の指示による公衆衛生対策

### (2) 被災市町村で被災地保健所と共同した活動

ア 保健衛生情報の分析、市町村対策本部への情報提供

イ 保健衛生情報の分析に基づく市町村の公衆衛生対策への助言

ウ 情報の共有、支援チームの活動調整やミーティングの実施

エ 市町村の短中期的保健計画の策定支援

オ その他、市町村対策本部の求めに応じた公衆衛生対策

(派遣要件及び期間)

第5条 福祉保健部長は、保健所長の要請に基づき、次のいずれかの要件に該当するときは、チームを派遣することができる。

- (1) 複数の市町村にまたがる災害の場合
- (2) 保健所機能の著しい低下が予想される場合
- (3) 市町村に甚大な被害が予想される場合

2 その他、福祉保健部長が派遣が必要と認めた場合はチームを派遣することができる。

3 派遣の期間は、原則として2週間以内とする。

(指揮監督)

第6条 チーム職員は派遣先で業務を行うにあたっては、派遣先保健所長の指揮監督を受けるものとする。

2 チームが行った業務は、派遣先保健所の業務とする。

(報告)

第7条 チームリーダーは、業務が終了したときは、福祉保健部長及び派遣先保健所長にその状況を報告しなければならない。

(事務局)

第8条 チームの業務及び派遣に関する事務局は、福祉保健企画課及び健康対策課に置き、以下の業務を行う。

- (1) チーム編成及び派遣に関すること
- (2) 派遣保健所との連絡調整に関すること
- (3) 資材、機材の確保に関すること
- (4) 研修に関すること
- (5) 予算に関すること
- (6) その他、チームの活動に関すること

2 前項の(1)に関しては、福祉保健企画課が、(2)から(5)に関しては、健康対策課が所管し、(6)に関しては、福祉保健企画課と健康対策課の共管とするものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成24年9月11日から施行する。